

道徳教育全体計画【令和5年度（2023年度）】

北海道雨竜高等養護学校

関連法規
☐ 日本国憲法 ☐ 教育基本法 ☐ 学校教育法 ☐ 北海道教育の基本理念 ☐ 空知管内教育推進の重点 ☐ 新学習指導要領 ☐ 特別支援教育に関する基本方針(道) ☐ いじめ防止対策推進法

学校教育目標
～夢・チャレンジ・実現～
希望に向かって挑戦する 明るく力強く生きる生徒を育てる
校訓
健康：心身ともに健康な生徒 誠実：まじめで広い心を持つ生徒 努力：最後まで頑張る生徒 創造：自分で考える生徒

学校・生徒・地域の実態
・主障がいは軽度知的障がい、一部発達障がいあり。 ・素直な生徒が多い。 ・生活経験が少なく、消極的な生徒もみられる。 ・挨拶日本一、いじめゼロを目指す。

働く生活を続けられる人として(6観点)
1 たくましいところとからだ：体力、気持ち 2 頼もしい意欲・主体性：自分から動く 3 相手を思いやるコミュニケーション：動機（こころ・気持ち） 4 気持ちのよいコミュニケーション：技術（スキル） 5 状況を見て、自分のとるべき言動を判断する 6 周りの大人に相談し助言を受け入れる：困ったときこそ自分から動く

道徳教育の目標
1 学校の教育活動全体を通じて、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。 (特別支援学校高等部学習指導要領第1章総則第2節第1款2(2)p36) 2 小学部・中学部の目標及び内容を基盤とし、さらに青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高める。 (特別支援学校高等部学習指導要領第3章第1款p267)

雨竜高等養護学校の道徳教育重点目標
◇様々な体験や思索の機会などを通して、人間としての在り方生き方についての考えを深める。 1 生命の尊さを深く考えるとともに生命を尊重する心を育てる。 2 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養う。 3 自己選択、自己決定し、その結果に責任を持つために必要な自立心や自律性を高める。 (特別支援学校学習指導要領解説総則等編(高等部)第1章第8節2より抜粋)

各教科等との関連		
各 学 年	各 教 科 等	特 別 活 動
1 学 年 ・客観的な自己理解を進める。 ・仲間や目上の人に対し自然な挨拶やお礼が言える。 ・仲間意識を持ち、自ら安心・安全な環境づくりに貢献する。	作 業 生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力や倫理観をはぐくむ。 生 単 自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学び、生活をよりよくしようとする知識及び技能を身に付ける。 情 報 情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付け、情報社会に主体的に参画する態度を養う。 国／数 人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力、想像力を伸ばし言語感覚を養う。 数 学 数学的活動を通して、数学の良さを知り生活や学習に使うよう粘り強く考える態度を養う。 音 楽 音楽を愛好する心情を育み、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく豊かな情操を培う。 美 術 創造活動の喜びを味わい、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造し豊かな情操を培う。 保 体 様々な運動の経験を通して知識・技能やマナーを守る態度を身に付ける。また、生涯にわたって心身の健康を適切に管理する姿勢を培う。 体 力 づ っ け 継続的な運動を通じ、心身の発達、集団への意識や参加を促し、自立に向けての体力と気力を養う。	中核的な指導場面として、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いの良さや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する資質・能力を養う。 自 立 活 動 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。 総 合 的 な 探 究 の 時 間 横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を養う。

家庭と地域との連携
・学校運営協議会の活用 ・地域行事や学校行事の相互連携 ・作業や実習等を通じた地域での実践的な取り組み ・國學院短期大学部との連携 ・近隣福祉施設との緊急時の協力体制の締結 ・交流及び共同学習

特色ある教育活動や豊かな体験活動
・ウッドスタートプロジェクト、森林教室 ・田植え、稲刈り体験、フラワースマイルプロジェクト ・ピフォーアフタープロジェクト ・地域ボランティア(清掃、花壇整備、除雪) ・國學院短期大学部「狂言公演」の参観 ・近隣施設の窓清掃、オリジナル釉薬作り